令和８年度答申第６８号
令和８年１０月１６日

諮問番号　令和８年度諮問第３１号（令和８年７月１５日諮問）
審 査 庁　法務大臣
事 件 名　行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件

# 答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理　　由

第１　事案の概要

本件は、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が、Ａ矯正管区長（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成１２年政令第４１号。以下「情報公開法施行令」という。）１４条２項の規定に基づき、開示請求１件による一部開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「本件開示実施手数料」という。）の減額又は免除の申請（以下「本件減免申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は本件開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの決定（以下「本件減免申請拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令等の定め

（１）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。

令和８年法律第６２号附則１条本文による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）３条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができると規定している。

（２）行政文書の開示決定

ア　情報公開法９条１項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ　上記アの委任を受けて、情報公開法施行令６条１項は、情報公開法９条１項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（１号）、開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額（２号）などとすると規定している。

（３）手数料

ア　情報公開法１６条１項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令１３条１項は、１号において開示請求手数料の額を、２号において開示実施手数料の額を定めている。

イ　情報公開法１６条３項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条１項の手数料を減額し、又は免除することができると規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令１４条１項は、行政機関の長（情報公開法１７条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令１４条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求１件につき２，０００円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができると規定している。

そして、情報公開法施行令１４条２項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併

せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条３項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）１１条１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

（４）権限又は事務の委任

ア　情報公開法１７条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第２章（３条から１６条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができると規定している。

イ　上記アの委任を受けて、情報公開法施行令１５条１項は、行政機関の長は、情報公開法１７条の規定により、国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）９条の地方支分部局の長に情報公開法第２章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができると規定している。

ウ　上記イの委任を受けて、平成１４年８月８日付け法務省秘公訓第７１１号法務大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、矯正管区長に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第２章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）審査請求人は、令和７年６月２６日から令和８年１月２５日までの間において、B刑務所に収容されていた者である。

（開示請求書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、領置金残高証明書（令和７年１０月１５日付け、B刑務所歳入歳出外出納官吏作成。以下「本件領置金残高証明書」という。）、令和８年８月４日付けの審査庁の事務連絡・記２）

（２）審査請求人は、令和７年６月２６日付けで、処分庁に対し、情報公開法３条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

処分庁は、令和７年９月２９日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として３，

６３０円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）、３，７３０円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）又は３，７３０円（全てスキャナにより電子化しＣＤ－Ｒ１枚に複写したものの交付を希望する場合。なお、金額は処分庁による誤記であり、正しい金額は３，９３０円）を納付するよう通知した。

（開示請求書、行政文書開示決定通知書、令和８年８月４日付けの審査庁の事務連絡・記６及び記７）

（３）審査請求人は、令和７年１０月２０日付けで（処分庁の受付は同月２７日）、処分庁に対し、「平成３１年に身柄を拘束されてからずっと、仕事が出来ないので収入がなく、現在はＢ刑務所にて服役中ですが、患者として休養中で刑務作業が行えず、作業報奨金も昨年１２月からずっと０円の為」として、情報公開法施行令１４条２項の規定に基づき、本件開示実施手数料の減額又は免除を求める申請（本件減免申請）をし、令和７年１０月１５日時点の領置金の残高が「１６，８９５円」である旨の本件領置金残高証明書及び作業報奨金計算高が「９，３４２円」である旨の作業報奨金計算高証明書（同日付け、Ｂ刑務所資金前渡官吏作成。以下「本件作業報奨金計算高証明書」という。）を提出した。

（開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金残高証明書、本件作業報奨金計算高証明書）

（４）審査請求人は、令和８年１月２６日にＢ刑務所からＣ刑務所に移された。

（令和８年８月４日付けの審査庁の事務連絡・記２、領置金基帳、領置金現在高証明書（令和８年６月１日付け、Ｃ刑務所長作成））

（５）審査請求人は、令和８年２月２５日付けで（処分庁の受付は同年３月２日）、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出書を提出した。

それを受けて、処分庁は、令和８年３月１１日付けで、審査請求人に対し、本件減免申請について、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額又は免除をしないとの決定（本件減免申請拒否処分）をした。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する書面）

（６）審査請求人は、令和８年４月１日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（７）審査庁は、令和８年７月１５日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求書

情報公開法１６条は、手数料について、実費の範囲内でできる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない旨規定し、処分庁は経済的困難その他特別の理由があるときは減額又は免除をすることができるにもかかわらず、何らの配慮のない決定をした（確か、ＣＤ－Ｒによる開示の実施を希望したはずなのに、プリントによる印刷にされた。）。

Ａ４判文書片面計４５６枚分のデータを開示するのに、開示請求手数料及び本件開示実施手数料で５，０００円を超えるのは高過ぎる。

審査請求人は現在、刑事施設に収容されていて仕事ができず、収入がなく所持金が１５，０００円程しかない中で、これだけの文書の手数料で５，０００円も納付させるのは理にかなっていない。

（２）申出書

審査請求人は、情報公開法の規定に基づき、令和７年６月２６日（同年７月３日受付）にＡ矯正管区長に対して行政文書開示請求（文書番号ａ）を行った者であるが、同請求に係る本件開示実施手数料の減額又は免除に関する審査請求を令和８年４月１日に送付したものの、それから２か月が経過したにもかかわらず、受理通知を含め何らの処分もなされておらず、不作為の状態にある。

Ａ矯正管区長（処分庁）による開示実施手数料の免除について（通知）と題する書面（令和８年３月１１日付け、文書番号ｂ）において、この決定に対して審査請求をすることができる旨の教示がなされているにもかかわらず、２か月が経過しても受理通知がなされていないのはおかしいので、審査請求人がした審査請求を受理することを求める。

（３）反論書

ア　処分庁は本件開示実施手数料を減額又は免除すべき状況であること

情報公開法１６条３項は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の減免をする裁量を認めているだけでなく、同条２項が、できる限り利用しやすい額とするように配慮すべきであると規定している

ことから、情報公開法は処分庁に対して、手数料の金額を決定するに当たり、合理的な範囲の金額とする努力義務を課していると解釈することができる。

そうすると、本件行政文書を全て紙に印刷して開示を実施するのであれば、用紙代と印刷代がかかることは理解できるが、本件行政文書を全てＣＤ－Ｒにデータを書き込むだけであれば、少なくとも用紙代や印刷代は一切かからない訳なので、実費としてＣＤ－Ｒ１枚分（多くてもＣＤ－Ｒ数枚分）で済むのであるから、既に開示請求手数料として徴収した１，２００円分の収入印紙で十分である。

その上で、処分庁は審査請求人が現在、刑事施設に収容中で収入が一切ない事実を認めているのであるから、それは誰が解釈しても、審査請求人は現在、経済的困難その他特別の理由がある状況であると認めるべきで、その上で手数料を一切、減免しないのは情報公開法の基本理念に反する処分である。

イ　審査請求人の現在の資力について

審査請求人は令和７年１０月１５日時点で、使用できる領置金残高が１６，８９５円であったものの、令和８年３月１１日付けの本件減免申請拒否処分がなされてから、いざ手数料を納付しようにも、同年６月１日現在、領置金は６，９４１円しかないのである。

作業報奨金は出所時に受け取ることができるものの、現在は開示実施手数料の納付のために使用することは認められていないので、この計算高は資力を証明する証拠にはならない。

ウ　情報開示の受益者負担論の誤りについて

行政情報は国民の共有財産である。

そうすると、そもそも国民が行政情報を知るために手数料を支払わなければ、知りたい情報を見られないということ自体がおかしいのである。

行政機関が情報を公開することを恩恵的なものとして捉え、権利に対する当然の義務として捉えていないのが本件減免申請拒否処分の誤りである。

そして、原則として情報を公開しなければならない行政機関の下では、情報を捜し出して公開することは公務に関わる者の日常的な業務であって、決して特定の者に利益を与えるものではないということである。

よって、以上のことから、審査請求人が開示を求める行政文書のデータをＣＤ－Ｒに書き込む上で必要な実費のみ手数料として請求すれば済むの

であって、処分庁の本件減免申請拒否処分は著しく不当である。

（４）主張書面

ア　開示実施手数料の金額の算定について

情報公開法施行令に基づき、Ａ４判書面片面１枚を１０円とし、それにより開示実施手数料を算定し、納付を求めることは、物価高に苦しむ昨今においても、著しく高額で不当とまではいえず、社会通念上も許容される金額であることは否定できず、本件開示請求に係る開示実施対象の行政文書が４５６枚分存在している事実から考えても、本件開示実施手数料が高額過ぎるとまではいえないが、情報開示に係る手数料が「請求」と「実施」で二重に手数料を徴収すること、また、ＣＤ－Ｒに当該行政文書のデータを書き込む上で、Ａ４判１ページ分を１０円として計算することについては、実費の範囲内であるとはいえず、また、できる限り利用しやすいように配慮しているとも認められないので、これらは情報公開法１６条１項及び２項に違反しているといえる。

紙に当該情報を印刷して開示を行うのであれば実費の範囲内といえるが、本件のようにＣＤ－Ｒにデータを書き込む場合は、そのデータ容量単位で手数料を算定すべきである。

イ　経済的困難その他特別の理由の認定について

令和７年１０月１５日時点で１６，８９５円あった所持金（領置金）も令和８年９月１日時点で１，８２６円しか残っておらず、近日中に出所する見込みもないことから、審査請求人の資力は、現在、困窮状態にあり、これが経済的困難その他特別の理由に該当しないとの法務省側の判断は著しく不当で認容できない。

生活保護を受けて受給している人において経済的困難その他特別の理由が認められるのに、刑務作業において現在Ｃ作業の８等工で１時間当たり１３円しか計算上支給されない審査請求人が同様に認められないのはおかしい。

この作業報奨金の計算高は令和７年１０月１５日時点で９，３４２円あったが、この金額は出所時に交付されるもので、自由に使用することは認められていない。

また、審査請求人には重度の精神障害があり、Ｄ都道府県から精神障害者手帳１級も認定されている。

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　本件減免申請拒否処分の妥当性について

本件減免申請は、情報公開法１６条１項の規定により開示請求をする者が納付しなければならない開示実施手数料について、同条３項の規定により経済的困難その他特別の理由があるときに認められる当該手数料の減額又は免除に関する申請であるところ、処分庁は、本件減免申請について、当該手数料を減額又は免除しない本件減免申請拒否処分を行った。

審査請求人は、本件減免申請拒否処分の取消しを求めている一方、処分庁は、本件減免申請拒否処分は妥当であるとしていることから、以下、本件減免申請拒否処分の妥当性について検討する。

（１）法の定め等について

本件審査請求の関係法令は上記第１の１のとおりであるところ、当該資力の有無に係る審査については、適切な減免の実施という観点から、実質的な審査をすべきである。

（２）審査請求人の資力の有無について

審査請求人は、刑事施設に収容されている被収容者であるところ、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がなくても、入所時における所持金や金銭の差し入れにより、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ると考えるべきである。

審査請求人は、上記第１の２（３）のとおり、本件減免申請をした際に、本件開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件減免申請の５日前である令和７年１０月１５日時点で領置金残高が１６，８９５円である旨の本件領置金残高証明書及び作業報奨金計算高が９，３４２円である旨の本件作業報奨金計算高証明書を提出しており、相応の領置金残高を有していた。

こうした事情を総合考慮すると、本件減免申請時点において、衣食住の基本的な日常生活を送るために必ずしも支出を必要としない刑事施設に収容されている審査請求人は、本件開示実施手数料を納付することができる資力を有していると認めるのが相当であり、開示実施手数料を減額又は免除すべき経済的困難その他特別な理由があったとは認められない。

（３）審査請求人の主張について

ア　審査請求人の資力については、上記（２）のとおり、本件減免申請時において本件開示実施手数料を納付する資力がないとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

イ　審査請求人は、本件審査請求において、①経済的困難その他特別の理由があるときは開示実施手数料を減額又は免除することができるにもかかわらず、何ら配慮のない決定をしたこと、②Ａ４判文書片面４５６枚分のデータを開示するのに開示請求手数料及び本件開示実施手数料で５，０００円を超えるのは高過ぎること、③審査請求人は刑事施設に収容されていて仕事ができず、収入がない中で所持金が１５，０００円程しかない中でこれだけの文書で手数料を５，０００円も納付させるのは理にかなってないことに不服がある旨主張するが、審査請求人に本件開示実施手数料を納付する資力があると認められる以上は、開示実施手数料の減免を受けることは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

２　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

３　結論

以上のことから、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

なお、審査請求人は、申出書において、審査請求書を令和８年４月１日に送付したものの、それから２か月が経過したにもかかわらず、受理通知を含め何らの処分もなされておらず、不作為の状態にある旨主張しているが、審査庁は、同年４月１７日付けで、審査請求人に対し、「審理員の指名について（通知）」と題する書面を送付しており、審査庁の審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

２　本件減免申請拒否処分の違法性又は不当性について

（１）情報公開法施行令１４条１項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。

審査庁は、開示実施手数料の減額又は免除の許否を判断すべき時点について、当該減額又は免除の申請に係る手続は、開示実施手数料の納付がさ

れるべき開示の実施の方法等の申出（情報公開法施行令１３条３項）と併せて行い、その際に減額又は免除の申請書にこれらを求める理由を記載することとされているため（情報公開法施行令１４条２項）、当該理由は減免申請時点のものと考えるべきと説明するところ、上記の各規定の内容に照らせば、上記説明は首肯することができる。

（２）そこで、審査請求人に本件開示実施手数料を納付する資力がなかったか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア　審査請求人は、本件減免申請に際して、処分庁に対し、本件開示実施手数料を納付する資力がないことに係る事実を証明する書面として、本件減免申請を行う５日前（令和７年１０月１５日）の時点で領置金の残高が「１６，８９５円」である旨の記載のある本件領置金残高証明書及び作業報奨金計算高が「9，３４２円」である旨の記載のある本件作業報奨金計算高証明書を提出しており、当該時点での領置金残高は、開示の実施の方法等がいずれの場合であっても、本件開示実施手数料の額（最高で3，９３０円）を上回っている。

イ　なお、本件では、令和７年１０月２０日付けで本件減免申請がされてから、令和８年２月２５日付けで（処分庁の受付は同年３月２日）開示の実施の方法等の申出書が提出されるまでに、約４か月が経過しているが、領置金基帳（刑事施設収容者の領置金に係る支出等が記載された資料）によれば、上記の同年２月２５日及び同年３月２日時点での領置金残高は、２９，６１７円（同年２月２５日時点）及び３０，２９５円（同年３月２日時点）であったことが認められ、本件開示実施手数料の額をやはり上回っている。

ウ　上記ア及びイによれば、刑事施設に収容中であった審査請求人については、本件開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

この点に関し、審査請求人は、令和７年１０月１５日時点での領置金残高は１６，８９５円であったものの、令和８年３月１１日付けで本件減免申請拒否処分がされた後の同年６月１日現在での領置金残高は６，９４１円であることや、重度の疾患があること等を主張しているが、本件開示実施手数料を納付する資力の有無に関し上記ア及びイに述べたところと相違する審査請求人の主張は、いずれも採用することができない。

（３）審査請求人のその余の主張は、情報公開制度に対する審査請求人のいわゆる立法政策論を展開するなどするもので、本件減免申請拒否処分の適法

性等について直ちに影響するものとは認め難く、採用することができない。

（４）上記（２）及び（３）で検討したところによれば、本件減免申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえず、一件記録を参照しても、これと異なる判断をするのが相当であるというべき証拠書類等は見当たらない。

３　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第１部会

委　員　八　木　一　洋

委　員　野　口　貴公美

委　員　村　田　珠　美